様式第1号の２（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

申請者 住　所

事業者名

代表者名

電　話

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（PPA・リース用）補助金の申請に係る

確認表

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（PPA・リース用）補助金の交付申請にあたり、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（PPA・リース用）補助金交付要綱及び以下に掲げる要件を遵守します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 確認欄 |
| 共通事項 | 補助対象者が、市内の住宅または事業所にPPAまたはリースにより補助対象設備を導入すること |  |
| 令和７年４月３日以降に補助対象者と市民または事業者の間で締結された契約に基づき、市内の住宅または事業所において新たに太陽光発電設備を設置すること |  |
| 補助対象者が、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（PPA・リース用）補助金交付要綱第３条第１項３号から８号の各号に掲げる要件を満たすこと  ※事実確認のため、市が必要に応じて説明を求めた際には誠実に応じること |  |
| 同一年度内に、補助対象者が、補助対象設備に対して、同一の場所において、この要綱による同一の補助対象設備への補助金及び国費を財源とする補助金の交付を受けていないこと |  |
| 同一年度内に、利用者（利用者が市民の場合は、利用者とその属する世帯の全員）が、補助対象設備に対して、この要綱による同一の補助対象設備への補助金及び国費を財源とする補助金の交付を受けていないこと |  |
| 利用者が市税を滞納していないこと  ※事実確認のため、市が必要に応じて納税等に関する照会・調査を行うことに同意します。 |  |
| 補助対象設備の法定耐用年数前に処分を行う場合は、事前に八尾市に相談すること |  |
| 補助対象設備が中古設備でないこと |  |
| 補助対象設備の購入、工事の発注または契約をするにあたっては、複数者からの見積をとるなど、一般の競争に付すこと  ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難または不適当である場合には、指名競争に付し、または随意契約によること |  |
| 利用者が事業者の場合、大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言を行うとともに、ゼロカーボンシティやお推進協議会に参画していること |  |
| 補助対象者及び利用者が八尾市暴力団排除条例第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 確認欄 |
| 太陽光発電設備 | 利用者が市民の場合、本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30％以上を自家消費すること  利用者が事業者の場合、本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30％以上を自家消費し、かつ当該需要家が消費する電力量を含めて50％以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。 |  |
| 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること |  |
| 発電量を計測する機器を備えること |  |
| 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと |  |
| 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること |  |
| 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること |  |